

災害時における応急復旧業務に関する基本協定書

秋田県田沢疏水土地改良区（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、異常な自然現象及び大規模な事故等で発生した災害（以下「災害」という。）の応急復旧対策工事（以下「工事」という。）の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、秋田県田沢疏水土地改良区管内において災害が発生し、又は発生の恐れがある場合において、甲が乙に対して管理する土地改良施設の工事の実施について協力を要請するために必要な事項を定める。

（対象となる災害）

第2条 この協定の対象となる災害は、地震、豪雨その他異常な自然現象及び大規模な事故等によるものであって、甲が乙に対して工事の実施について協力を要請する必要があると認めたものをいう。

（応急復旧対策工事の内容）

第3条 この協定に基づく工事の内容は次のとおりとする。

- （1）被災情報の収集及び連絡
- （2）被災状況の調査
- （3）重機・資機材等の調達
- （4）応急復旧対策工事の実施
- （5）その他特に必要な工事等

（応急復旧対策工事に関する費用の負担）

第4条 前条（1）に掲げる事項に要する費用は無償とする。

2 前条（2）、（3）、（4）及び（5）に掲げる工事の実施に要する費用は甲が負担する。

(基本協定細目)

第5条 この協定に基づく業務の実施に関し必要な事項については、基本協定細目に定める。

(応急復旧対策工事の要請)

第6条 甲は、工事が必要と認められるときは、書面または電話等により乙に出動を要請することができるものとする。

2 乙は、要請を受けた場合、速やかに現場責任者を定め被害状況の把握を行い、復旧方法等を書面または電話により甲に報告するものとする。

3 乙は、甲の指示により工事を実施するものとする。

(応急復旧対策工事の実施)

第7条 出動の実施要請または工事の指示は、甲が指名した者（以下「事務局長等」という。）が行うものとし、乙はその指示に従うものとする。

(応急復旧対策工事の完了)

第8条 乙または第6条第2項で定めた現場責任者は、工事が完了したときは電話等の連絡方法により直ちに事務局長等に報告するものとする。

(応急復旧対策工事の実施報告)

第9条 乙または現場責任者は、工事が完了したときは、作業開始時刻、作業終了時刻、及び使用した建設資機材等を記載した作業報告書を速やかに事務局長等に提出するものとする。

(契約の締結)

第10条 甲は、第6条第1項により乙に出動を要請したときは、遅滞なく契約を締結するものとする。

(連絡先の報告、提出)

第11条 乙は、予め緊急時の連絡先を甲へ書面により報告するものとする。

2 甲は緊急時の連絡先について、予め書面により乙に通知するものとする。(別表－1)

(費用の請求)

第12条 乙は、工事完了後、当該工事に要した費用を第10条により締結した契約に基づき甲に請求するものとする。

(費用の支払い)

第13条 甲は前条の規定による請求を受けたときは、その内容を精査し第10条により締結した契約に基づき費用を支払うものとする。

(被害の負担)

第14条 工事の実施にともない、甲乙双方の責に帰さない理由により第三者に損害を及ぼしたとき、または、建設資機材等に損害を生じたときは、乙は遅延なくその状況を書面により報告しその処置について、甲乙協議し定めるものとする。

(有効期限)

第15条 この協定の有効期限は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が協定の廃止通知をしない限り、その効力を有するものとする。

(協定書に定めがない事項)

第16条 この協定書に定めがない事項または疑義が生じた事項については、その都度甲乙双方が協議して定めるものとする。

この協定の証として、甲乙記名捺印の上、各自一通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 秋田県大仙市大曲川原町9番17号
秋田県田沢疏水土地改良区
理事長 高貝 久遠 ⑩

乙

⑩